

選挙事務所に係る仮設建築物としての取扱い方針の一部改正の概要

建築指導課

1 改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第44号）が公布され、建築基準法が改正施行された。

これに伴い、選挙事務所に係る仮設建築物としての取扱い方針について所要の改正を行う。

2 改正の概要

建築基準法の改正による項ずれ等に伴い、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和8年2月2日から施行する。